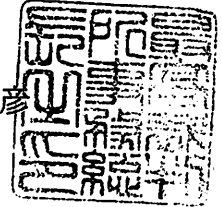


平成31年4月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

4月16日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考ええる。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法研修所の検察教官が、司法修習生に対し、検事として採用されるためには法律事務所又は弁護士法人の内定を得ておくことが有益であると指導していることが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月20日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出にあるような指導はしていないため、本件申出に係る文書は作成

しておらず、取得もしていない。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。